

佐野市庁舎広告(壁面ポスター)募集要項(随時)

1 募集内容

佐野市庁舎内に次のとおり広告掲載枠（フレーム）を設置し、ポスターを掲示します。

番号	掲載箇所	枠数	掲載枠規格	広告掲載料（月額）
5・7・9～10	地下1階中央エレベーターホール壁面	4枠	B2判縦 (縦728mm×横515mm)	1枠につき2,000円
23～28	2階北東側・南西側男性用トイレ内壁面	6枠	A3判横 (縦297mm×横420mm)	1枠につき1,000円
29～30	2階北東側・南西側女性用トイレ内壁面	2枠	A3判横 (縦297mm×横420mm)	1枠につき1,000円
	計	12枠		

2 募集期間

随時、募集を受付しています。

※掲載を希望する月の、前月10日までに応募ください。

3 掲載期間

掲載開始月 から 令和8年3月31日（月）まで

※1月単位で申し込むことができます。

4 申込方法

郵送又は持参にて、次の書類を佐野市総合政策部財産活用課まで提出してください。

- ① 広告掲載申込書（財産活用課ホームページからダウンロード可能）
- ② 掲載する広告の原稿（イメージやラフスケッチでも可）
- ③ 事業内容が確認できる書類（会社概要等）
- ④ 直近1年分の市税の納税証明書（市税に未納がないことの証明）
- ⑤ 商業登記事項証明書（法人が申込みをする場合）

5 関係規程

申込みの際は、次の規程を必ずご確認ください。

- ① 佐野市庁舎利用広告掲載取扱要領（庁舎広告の掲載手続等）
- ② 佐野市広告掲載要綱（広告の募集、広告掲載の申込みや決定等）
- ③ 佐野市広告掲載基準（業種・事業者、広告の内容に関する掲載基準）

※財産活用課ホームページからダウンロード可能

6 掲載の決定

- （1）提出書類について、市において上記5の関係規程に適合するか否か審査します。

- (2) 同一の広告掲載箇所に対し複数の申込みがあった場合は、先着順とさせていただきますので、ご了承ください。

7 掲載決定後の手続き

- (1) 広告掲載・不掲載決定の通知

市から申込者に対し、広告掲載の可否や掲載可となった場合の掲載箇所、今後の事務手続き等について通知します。

- (2) 市有財産使用許可申請書の提出

広告掲載が決定した場合は、(1)の通知に添付されている「市有財産使用許可申請書」を指定期日までに財産活用課へ提出してください。

- (3) 広告原稿（ポスター）の提出

広告掲載開始日までに、掲載用ポスターを財産活用課へ提出してください。

- (4) 広告掲載料の納付

市から納入通知書を送付しますので、指定期日までに一括納付してください。

8 問い合わせ・申込書提出先

〒327-8501

栃木県佐野市高砂町1番地（佐野市庁舎4階）

佐野市 総合政策部 財産活用課 施設管理係

TEL 0283-20-3050直通 / FAX 0283-21-5120

Email shisetsukanri@city.sano.lg.jp